

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、各年7月1日現在における届出状況を取りまとめたものである。
なお、平成18年の状況については、速報値につき後日変更があり得る。
- 届出状況については、社会保険事務局において閲覧に供することとしている。
- 病床を有する保険医療機関数の推移

		平成16年	平成17年	平成18年
病院	施設数	9,119	9,126	9,161
	病床数	1,554,105	1,558,747	1,575,178
有床診療所	施設数	13,829	13,588	12,508
	病床数	162,826	162,088	152,147

1 初診料関係

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
電子化加算	・診療報酬請求に係る電算処理システムの導入	—	—	5,026
	・個別の費用ごとに区分して記載した領収証の交付	—	—	53,386
	・試行的オンラインシステムを活用した診療報酬請求(400床以上の病院に限る)	—	—	5,789
	・その他選択的に具備すべき要件のいずれかに該当	—	—	446
	選択的要件別内訳 (複数選択あり 病院・診療所計)	—	—	46,500
	光ディスク等による請求	—	—	550
	試行的オンラインシステムを活用した請求	—	—	1,647
	詳細な明細書の交付	—	—	4,678
	バーコード、電子タグ等による医療安全対策	—	—	3,306
	インターネットを活用した予約システム	—	—	11,124
診療情報の電子的提供	—	—	8,272	
検査、投薬に係るオーダーリングシステム	—	—	76	
電子カルテによる診療録管理	—	—		
医用画像管理システム	—	—		
遠隔医療支援システム	—	—		

2 入院料等関係 ※入院基本料の届出医療機関数等は現在集計中

(1) 入院基本料等加算

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
入院時医学管理加算	・常勤の医師数が許可病床数の12%以上 ・入院以外の患者数が入院患者数の1.5倍以下 等	136 35,834	160 59,290	192 54,394	
臨床研修病院入院診療加算	・単独型又は管理型臨床研修病院 ※平成18年より協力型臨床研修病院を追加 ・診療録管理体制加算の届出を行っている ・研修医2.5人につき指導医1人以上 等	587 —	750 —	1,203 —	
救急医療管理加算・乳幼児救急医療管理加算	・休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると思われる保険医療機関であって、地方社会保険事務局長への届出を行っているもの	— —	— —	2,946 —	
診療録管理体制加算	・1名以上の診療記録管理者の配置 ・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等	1,590 530,425	2,101 627,680	2,457 703,720	
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟又は精神病棟 ※平成18年6月30日までは療養病棟も対象 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等	851 76,941	1,119 87,001	883 56,051	
新生児入院医療管理加算	・新生児入院医療管理が必要な新生児を概ね7割以上入院させている一般病棟の病室 ・小児科医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師数の比が6対1以上	64 681	67 743	72 742	
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等	1,404 163,461	1,537 183,465	1,775 209,430	
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等	2,286 —	2,325 —	2,375 —	
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1～4に区分 ※平成17年までは1～3に区分	1	1,919 125,850	1,960 122,442	1,387 85,156
		2	1,007 51,964	982 49,188	906 33,050
		3	209 11,097	191 10,670	946 31,436
		4	— —	— —	171 7,487
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・上記について、1床あたりの床面積・廊下幅、食堂・談話室の有無等に応じて1及び2に区分 等	1	788 6,986	795 6,497	720 4,590
		2	1,440 12,031	1,349 9,691	1,135 7,546

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係る専従のチーム(医師2名及び看護師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等	34 —	53 —	66 —
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等	186 4,359	189 3,685	209 3,510
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等	186 34,185	217 30,779	284 34,295
児童・思春期精神科入院医療管理加算	・20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟 ・当該病棟に常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) ・看護師の実質配置が10対1以上 等	8 547	10 595	9 520
がん診療連携拠点病院加算	・がん診療連携拠点病院の指定を受けている 等	— —	— —	134 —
栄養管理実施加算	・常勤の管理栄養士が1名以上配置されている ・患者の入院時に患者ごとの栄養状態の評価を行い、医師、管理栄養士等医療従事者が共同して、入院患者ごとの栄養状態、摂食機能等を考慮した栄養管理計画を作成 等	— —	— —	7,995 —
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等	— —	— —	1,080 423,249
褥瘡患者管理加算	・適切な褥瘡対策の診療計画の作成、実施及び評価の体制がとられている ・褥瘡対策を行う適切な設備を有する 等	— —	— —	7,564 1,246,145
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等	— —	— —	186 —
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が、3名以上配置 ・助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等	— —	— —	705 273,079

(2) 特定入院料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設 等 ・特定集中治療室管理料の施設基準を満たしているかに応じて1及び2に区分	168 5,211	180 5,153	188 4,772

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	509 3,928	529 3,799	554 3,750	
ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 ・重症度等を満たしている患者8割以上 等	18 190	51 565	52 670	
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上	— —	— —	28 186	
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	215 1,503	208 1,464	199 1,302	
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	39	52	66	
母体・胎児集中治療室管理料		(病床数) 312	(病床数) 387	(病床数) 501	
新生児集中治療室管理料		(病床数) 488	(病床数) 588	(病床数) 732	
広範囲熱傷特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	28 57	25 71	24 51	
一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等	8 14	12 23	15 83	
特殊疾患入院医療管理料	・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・看護要員の実質配置が10対1以上 ・病棟における5割以上が看護職員(うち2割以上以上が看護師) 等	58 855	62 1,193	62 1,154	
小児入院医療管理料	・特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～3に区分	1	121 5,978	148 7,123	165 8,301
		2	218 6,659	217 6,401	290 8,277
		3	115 —	110 —	105 —

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:病床数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
回復期リハビリテーション病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・看護職員の実質配置(4割以上が看護師)が15対1以上 等 ・看護補助者の実質配置が30対1以上 ・疾患別リハビリテーション料(I)の届出 等 ※平成18年改正 	一般病棟	521 (病棟数) 255 (病床数) 11,538	574 (病棟数) 281 (病床数) 12,388	670 (病棟数) 326 (病床数) 14,326
		療養病棟	401 (病棟数) 16,271	446 (病棟数) 18,021	470 (病棟数) 21,731
亜急性期入院医療管理料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員の実質配置が13対1以上 ・在宅復帰支援担当者の配置 ・いずれかの疾患別リハビリテーション料を届出している ※平成18年改正 ・退院患者の6割以上が居宅等へ退院している 等 		327 3,843	685 8,095	848 10,102
特殊疾患療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 ・脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させる一般、療養又は精神病棟 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分 	1	172 9,430	181 9,873	114 6,386
		2	246 15,434	271 17,140	190 12,490
緩和ケア病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等 		140 2,689	154 2,922	164 3,135
精神科救急入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に5名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 等 ・精神科救急医療施設 等 		14 602	16 1,192	22 1,481
精神科急性期治療病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・精神科救急医療施設 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 ・看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	124 6,516	144 7,139	163 7,517
		2	12 696	12 680	10 516
精神療養病棟入院料	<ul style="list-style-type: none"> ・長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等 ・精神保健指定医・看護配置等に応じて、1及び2に区分 	1	678 80,325	723 81,446	794
		2	9 641	8 528	72413

3 短期滞在手術基本料

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:医療機関数/下段:診療所数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
短期滞在手術基本料	・麻酔の形態、回復室の有無、看護配置等に応じて、1及び2に区分	1	87	86	89
			72	84	98
	2	96	96	110	
			25	28	34

4 医学管理等

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
ウイルス疾患指導料	・専任の医師、専従の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備 等	—	—	46
高度難聴指導管理料	・人工内耳埋込術の施設基準を満たすか、十分な経験を有する常勤医師配置 等	723	703	702
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保 等	1,891	1,926	2,026
小児科外来診療料	・小児科を標榜する医療機関	—	—	237
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ※ 平成18年改正 医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1、2に区分	1,375	1,351	1,324
		15,149	15,204	15,344
		173	238	219
ニコチン依存症管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	1,226	1,853	50
				3
手術前医学管理料	・禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・医療機関の敷地内禁煙 等	—	—	554
手術前医学管理料	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理の実施 等	—	—	2,362
開放型病院共同指導料(I)	・手術前に行われる検査結果に基づき計画的な医学管理の実施 等	1,229	1,245	1,267
開放型病院共同指導料(I)	・当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	1,639	1,639	1,686
		621	679	729
地域連携診療計画管理料	・対象疾患は大腿骨頸部骨折 ・一般病棟の入院患者の平均在院日数が17日以内 等	—	—	—
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	—	—	78
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	—	—	164
地域連携診療計画退院時指導料	・地域連携診療計画管理料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者を受け入れることができる体制が整備されている 等	—	—	58

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
ハイリスク妊産婦共同管理料	<ul style="list-style-type: none"> 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である 年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等 	(Ⅰ)	—	—	122
		(Ⅱ)	—	—	340
薬剤管理指導料	<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師の配置 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等 		5,432	5,486	5,531
			—	—	—
在宅療養支援診療所	<ul style="list-style-type: none"> 24時間連絡及び往診可能な体制 他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供可能な体制 等 		—	—	9,434

5 在宅医療

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
在宅時医学総合管理料	<ul style="list-style-type: none"> 診療所又は許可病床数が200床未満の病院 在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等 	—	—	732
在宅末期医療総合診療料	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養支援診療所に係る施設基準の届出を行っていること(平成18年度より) 在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等 	913	932	—
		5,235	5,600	8,177
在宅患者訪問薬剤管理指導料	行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険薬局	(薬局数) 31,528	(薬局数) 32,515	(薬局数) 34,448

6 検査

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
血液細胞核酸増幅同定検査	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 臨床検査を専ら担当する常勤医師の配置 等 	473	469	466	
		0	0	1	
検体検査管理加算	<ul style="list-style-type: none"> 院内検査を行っている病院、診療所 等 臨床検査を専ら担当する常勤医師の有無に応じて、1及び2に区分 	1	3,265	3,353	3,428
		2	155	181	217
テレパソロジーによる病理組織迅速顕微鏡検査	<ul style="list-style-type: none"> (送信側)・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等 (受信側)・病理検査を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等 	送信側	46	43	42
		送信側	0	4	0
		受信側	20	21	21
		受信側	—	—	—

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	340 1	356 4	381 5
人工臓腑	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	(医療機関数) 94	(医療機関数) 91	(医療機関数) 87
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	247 —	248 —	259 —
光トポグラフィー	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	0 0	0 0	0 0
神経磁気診断	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・3年以上の経験を有する常勤医師の配置 等	18 0	23 0	25 1
中枢神経磁気刺激による誘発筋電図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等	8 0	8 0	8 0
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	208 154	215 177	233 213
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が70%未満である 等	— —	— —	1,353 5,595
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	— —	— —	386 8

7 画像診断

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段: 病院数 / 下段: 診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
画像診断管理加算	・放射線科を標榜する医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・画像診断を専ら担当する常勤医師により、全ての核医学診断、コンピュータ断層診断が行われているかに応じて、1及び2に区分 等	1 720	733	751
		2 117	138	156
遠隔画像診断	(送信側)・離島等に所在する保険医療機関 ・画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側)・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側 75	74	57
		受信側 13	16	18
ポジトロン断層撮影(PET)	・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 ・核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1名以上 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)	0	2	2
		(医療機関数)55	(医療機関数)83	82 25

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(PET-CT)	・断層撮影を行うにつき十分な機器、施設 等 ・核医学診断の経験3年以上、かつ所定の研修を終了した常勤医師1名以上 等 (共同利用率が20%未満の場合、所定点数の80%で算定)	—	—	74 28
単純CT撮影	・当該単純撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	—	—	2,370 434
単純MRI撮影	・当該単純撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等	—	—	1,561 163
特殊CT撮影	・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 ・共同利用率が5%以上 等	(医療機関数)588	(医療機関数)588	494 123
特殊MRI撮影	・当該特殊撮影を行うにつき十分な機器、施設 ・共同利用率が5%以上 等	(医療機関数)898	(医療機関数)996	838 94

8 注射

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等	709 19	960 30	1,228 171

9 リハビリテーション

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ※配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ) —	—	160 1
	(Ⅱ) —	—	123 14	
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士、言語聴覚療法士等の配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ※配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ) —	—	1,495 49
	(Ⅱ) —	—	3,589 1,255	

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・専従の常勤理学療法士、専従の常勤作業療法士の配置等 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ※配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	—	—	4,225
	(Ⅱ)	—	—	2,677	
呼吸器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・専従の常勤理学療法士の配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ※配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	—	—	1,169
	(Ⅱ)	—	—	643	
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	(Ⅰ)	12	13	51
	(Ⅱ)	7	7	52	
障害児(者)リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	(Ⅰ)	—	—	221
	(Ⅱ)	—	—	68	

10 精神科専門療法

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)			
		平成16年	平成17年	平成18年	
精神科作業療法	・専従の作業療法士1名以上 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	1,075	1,112	1,174	
		1	1	1	
精神科ショート・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ※ 専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	—	—	301
	小規模なもの	—	—	57	
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて、大規模、小規模に区分	大規模なもの	—	—	247
	小規模なもの	—	—	76	
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	大規模なもの	544	573	605
	小規模なもの	148	160	160	
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	大規模なもの	432	431	444
	小規模なもの	235	254	266	
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	大規模なもの	100	111	120
	小規模なもの	72	71	75	
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等	大規模なもの	186	209	234
	小規模なもの	63	85	93	
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等	大規模なもの	1,027	1,155	1,199
	小規模なもの	0	0	0	

11 処置

	施設基準の概要	届出医療機関数			
		平成16年	平成17年	平成18年	
エタノールの局所注入	<ul style="list-style-type: none"> ・専門の知識及び5年以上の経験医師 ・必要な器械・器具の具備 等 	甲状腺	115	107	212
		副甲状腺	63	69	186

12 手術

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
内視鏡下椎弓切除術、内視鏡下椎間板摘出(切除)術(後方切除術に限る)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	—	—	69
内視鏡下椎間板摘出(切除)術(前方摘出術に限る)、内視鏡下脊椎固定術(胸椎又は腰椎前方固定)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	—	—	7
脳刺激装置植込術、頭蓋内電極植込術又は脳刺激装置交換術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	447	462	482
脊髄刺激装置植込術又は脊髄刺激装置交換術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	568	616	672
人工内耳埋込術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	89	93	96
同種死体肺移植術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	—	—	6
経皮的冠動脈形成術(高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	252	261	263
経皮的中心隔心筋焼灼術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	199	246	282
ペースメーカー移植術、ペースメーカー交換術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	2,923	2,902	2,713
両心室ペースメーカー移植術、両心室ペースメーカー交換術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	(移植術のみ)133	(移植術のみ)209	235
埋込型除細動器移植術及び埋込型除細動器交換術	<ul style="list-style-type: none"> ・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等 	219	232	251

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
大動脈バルーンパンピング法(IABP法)	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	1,538	1,544	1,566
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	150	150	152
埋込型補助人工心臓	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	0	2	5
同種心移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	7
同種心肺移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	3
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	404	406	416
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	62	63	68
同種死体肝移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	9
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	8
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	828	863	866
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき十分な専用施設 ・当該療養を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等	—	—	27
医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術	・必要な体制及び医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	—	—	3,970
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血剤の適正使用 等 ※ 剤の管理並びに医師及び従事者の配置に応じて(Ⅰ)、	(Ⅰ)	—	138
	(Ⅱ)に区分	(Ⅱ)	—	606

13 麻酔

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
麻酔管理料	・算定する旨を社会保険事務局長へ届け出た麻酔科を標榜する保険医療機関	2,622	2,660	2,710

14 放射線治療

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師の配置 ・十分な機器、施設の保有 等	417	421	423
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	539	549	558
直線加速器による定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師、常勤診療放射線技師、機器の精度管理を担当する者の配置 等	79	110	131

15 歯科

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
地域歯科診療支援病院 歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	—	—	176
臨床研修病院入院診療 加算	・単独型若しくは管理型臨床研修病院又は協力型臨床研修病院 ・研修歯科医の診療録の記載について指導歯科医が指導及び確認する体制 ・研修歯科医2人につき指導歯科医1人以上 等	—	—	48
歯科疾患総合指導料	・常勤の歯科医師の配置 ・補綴物維持管理料の注1の届出 等	—	—	42,964
歯科治療総合医療管理 料	・歯科疾患総合指導料の注1の届出 ※平成18年改正 ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具 等	7,649	8,471	10,652
地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等	5,932	6,590	8,791
補綴物維持管理料	・行う旨を社会保険事務局長に届け出た保険医療機関	66,979	67,734	66,639
歯科点数表第2章第9部 の通則4に掲げる手術	・必要な体制の整備及び歯科医師の配置 ・実施件数の院内掲示、手術内容の患者への説明及び文書提供 等	—	—	79

	施設基準の概要	届出医療機関数		
		平成16年	平成17年	平成18年
歯科矯正診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	—	—	780
顎口腔機能診断料	・障害者自立支援法に基づく都道府県知事の指定 ・十分な専用施設 等	—	—	659

16 その他

	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段:病院数/下段:診療所数)		
		平成16年	平成17年	平成18年
入院時食事療養(Ⅰ)	・栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	8,755	8,682	8,377
		2,084	2,111	1,733

リハビリテーションに係る施設基準の届出状況

(平成18年度診療報酬改定の概要)

- 従前の「心疾患リハビリテーション料」、「総合リハビリテーション施設A、B(理学療法(Ⅰ)又は作業療法(Ⅰ))」、「理学療法(Ⅱ)、(Ⅲ)、(Ⅳ)※」、「作業療法(Ⅱ)」、「言語聴覚療法(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)」を再編し、新たに4つの疾患別リハビリテーションとして「心大血管疾患リハビリテーション料」「脳血管疾患等リハビリテーション料」、「運動器リハビリテーション料」、「呼吸器リハビリテーション料」を新設
- ※理学療法(Ⅳ)は施設基準の届出は不要
- 長期にわたり継続的にリハビリテーションを行うことが医学的に有用な一部の疾患等を除き、算定日数に上限を設定
- 集団療法に係る評価は廃止し、個別療法のみに係る評価
- 機能訓練室の面積要件の緩和
- 患者一人・一日当たりの算定単位数の上限を緩和、早期リハビリテーション加算を廃止
- リハビリテーション従事者一人・一日当たりの実施単位数の上限を緩和
- 障害児(者)リハビリテーション料を新設

(施設基準の届出医療機関数の推移)

(改定前)

平成17年7月1日現在

心疾患リハビリテーション料	215病院	
総合リハビリテーション施設A	923病院	6診療所
総合リハビリテーション施設B	88病院	
理学療法(Ⅱ)	3,720病院	916診療所
理学療法(Ⅲ)	718病院	837診療所
作業療法(Ⅱ)	1,563病院	210診療所
言語聴覚療法(Ⅰ)	532病院	31診療所
言語聴覚療法(Ⅱ)	1,694病院	207診療所
言語聴覚療法(Ⅲ)	128病院	41診療所
難病患者リハビリテーション料	13病院	7診療所

(改定後)

平成18年7月1日現在

心大血管疾患リハビリテーション料	(Ⅰ)	160病院	1診療所
	(Ⅱ)	123病院	14診療所
脳血管疾患等リハビリテーション料	(Ⅰ)	1,495病院	49診療所
	(Ⅱ)	3,589病院	1,255診療所
運動器リハビリテーション料	(Ⅰ)	4,225病院	2,677診療所
	(Ⅱ)	1,169病院	643診療所
呼吸器リハビリテーション料	(Ⅰ)	2,435病院	69診療所
	(Ⅱ)	1,016病院	175診療所
難病患者リハビリテーション料		51病院	52診療所
障害児(者)リハビリテーション料		221病院	68診療所